

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：学校教育部学校総務課 No.001

処 分 名	春日部市教育委員会会議の傍聴の不許可、禁止事項、退場
処 分 の 概 要	教育長は必要があると認めた場合に、傍聴の不許可、制限及び退場の措置命令を行います。
根拠条例等・条項	春日部市教育委員会傍聴規則（平成 17 年教育委員会規則第 16 号）第 3 条から第 6 条 春日部市教育委員会会議規則（平成 17 年教育委員会規則第 15 号）第 18 条第 1 項、第 19 条
処 分 基 準	<p>◎教育長は、以下の 1 から 5 に該当する場合には、傍聴人に対し傍聴の不許可、是正、退場、人数の制限及び会議の非公開の措置命令を行うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) めいていしていると認められる者 (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者 (3) 前 2 号のほか、教育長が傍聴を不相当と認める者 2 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはいけません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) みだりに傍聴席を離れること。 (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。 (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。 (4) 飲食又は喫煙すること。 (5) 帽子をかぶること。 (6) 許可なく写真、映画等を撮影し、又は録音等を行うこと。 (7) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。 3 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければなりません。 4 教育長は、傍聴席に余裕がないとき、又は会議運営上必要な場合には、傍聴人の人数を制限することができます。 5 会議は、教育長の許可を得て傍聴できるが、非公開としたときは、この限りではありません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市教育委員会傍聴規則

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) めいていしていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号のほか、教育長が傍聴を不相当と認める者

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 許可なく写真、映画等を撮影し、又は録音等を行うこと。
- (7) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第5条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第6条 教育長は、傍聴席に余裕がないとき、又は会議運営上必要な場合には、傍聴人の人数を制限することができる。

■春日部市教育委員会会議規則

第18条 会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

第19条 会議は、教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし、前条第1項の規定により、非公開としたときは、この限りでない。